すわほうじん　第128号　平成28年5月1日発行（年4回、2·5·8·11月、各1日発行）〈平成14年1月24日第三種郵便物認可〉

すわほうじん

平成28年5月1日発行　第128号　一般社団法人 諏訪法人会

128
2016/MAY.

主な内容

《平成28年度税制改正の概要》
成長志向の法人税改革～税率の引下げ·課税ベースの拡大等～
《時局講演会を開催》
宮家 邦彦 氏　『変化する国際情勢をどう読むか』
《税務署だより》
平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されました
《税の絵はがきコンクール開催》
入賞作品を紹介

丙申年御柱祭「八ヶ岳山麓の綱置場で曳行の準備をする氏子達」

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:http://www.suwahoujinkai.jp/　メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス　国税は申告も納税も会社のパソコンで！

平成 28 年度　税制改正のあらまし

Chapter 1　法人課税

成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革します。

参考　改革初年度（平成27年度改正）における対応

（1）税率の引下げ　　国・地方の法人実効税率　34.62% → 32.11%
（2）課税ベースの拡大等
①欠損金繰越控除の見直し
②受取配当等益金不算入の見直し
③法人事業税（地方税）の外形標準課税の拡大
④租税特別措置の見直し（研究開発税制の見直しなど）

（1）税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には **23.4%** に、平成30年度には **23.2%** に引き下げます。
※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

参考　国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従　前	平成27年度（改革初年度）	平成28年度 平成29年度	平成30年度
			平成28年度改正（改革2年目）	
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割（※）	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

（※）大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

（2）課税ベースの拡大等

①租税特別措置の見直し

●生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	現　行	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

●その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	現　行	平成28年度改正
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	**定額法**
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

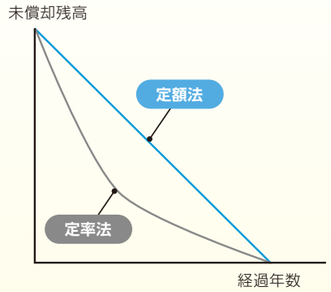

③欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しを行います。

	従　前	現　行（平成27年度改正後）	平成28年度改正
控除限度（大法人）	所得の80%	平成27年度 平成28年度 → 所得の65% 平成29年度以後 → 所得の50%	〔平成27年度 → 所得の65%〕 平成28年度 → **所得の60%** 平成29年度 → **所得の55%** 平成30年度以後 → 所得の50% ※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	**平成30年度** 以後の欠損金 → 10年 ※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

参考　法人事業税（地方税）の外形標準課税の更なる拡大

●改革を加速し、大法人について、外形標準課税を更に拡大します。

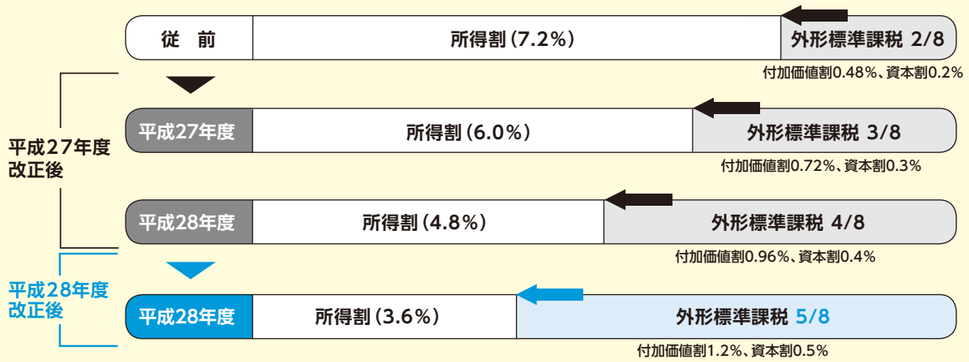

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。
※所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含みます。

●一定規模以下の法人に負担増が生ずる場合には、その一部を軽減します。（平成28～30年度）

Chapter 2 消費課税

軽減税率制度の創設

（1）軽減税率制度の概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

●平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度を導入します。

※輸入時に課される「酒類を除く飲食料品」の消費税についても軽減税率の対象となります。

●軽減税率対象品目の税率は8%とします（標準税率は10%）。

対象品目（酒類・外食を除く飲食料品）のイメージ

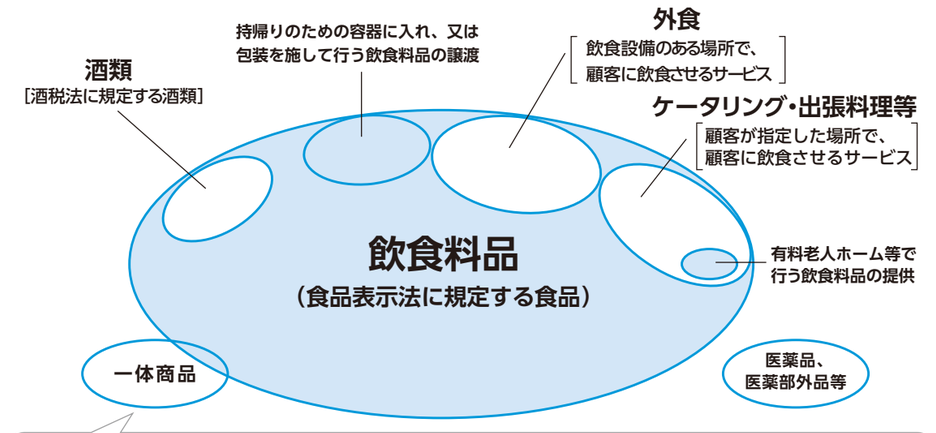

【一体商品の取扱い】

○軽減税率の対象である飲食料品が、他の商品と一体として販売される場合は、一定金額以下の少額のもので、飲食料品が主たる要素を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります。

※色のついた部分が軽減税率対象品目です。

複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、

●平成33年4月より適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を導入します。

●平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）を導入します。

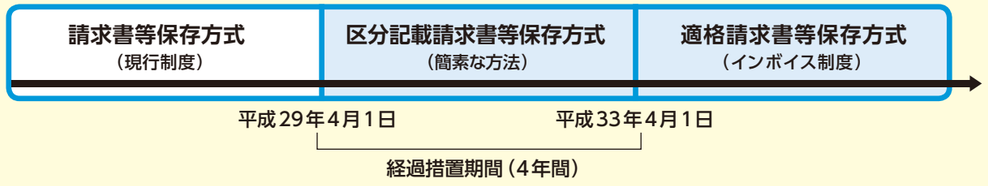

（2）税額計算の方法

①区分記載請求書等保存方式　平成29年4月から平成33年3月まで

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講じます。

■請求書等

●売り手が発行する請求書等の記載事項
現行の記載すべき事項に、
①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
が追加されます。

※現行と同様、「請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

「区分記載請求書」
（イメージ）

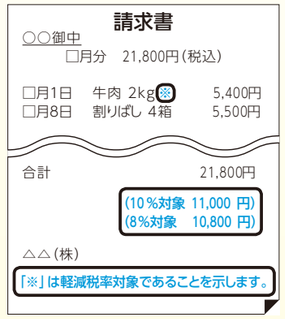

●買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

※免税事業者も、区分記載請求書を交付することができます。
※上記①及び②の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できるものとします。
※現行と同様、
・売り手には区分記載請求書の交付及び写しの保存義務はありません。
・帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。
・支払対価の額が3万円未満の場合や区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿の保存により仕入税額控除をすることができます（区分記載請求書の保存は不要です）。

■納付税額の計算方法

●現行と同様、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ（仕入れ）に係る消費税額を計算する「割戻し計算」を維持します。

■経過措置（売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例）

●売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合(注)を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例を設けます。

（注）

	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）	仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の事業者	通常の連続する10営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な事業者（主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります）	50%

※中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下）は、軽減税率制度の導入から4年間（平成29年4月から33年3月までの期間）この特例を選択することができます。
※中小事業者以外の事業者（基準期間における課税売上高が5千万円超）も、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）、同様の特例を選択することができます。

●仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合(注)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例を設けるほか、簡易課税制度の事後選択による適用等を可能とします。

（注）売上げを管理できる卸売・小売事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）…売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）選択することができます。
※簡易課税制度の事後選択による適用等の特例は、それぞれ次のとおりです。
・中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下）は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間）、簡易課税制度の事後選択をすることができます。
・中小事業者以外の事業者（基準期間における課税売上高が5千万円超）は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）、簡易課税制度に準じた方法による計算をすることができます。

財務省HPより

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。次回は「茅野支部」です。

岡谷支部 寄稿

七年に一度の御柱祭に氏子として参加 ！

丙申年（28年）4月2日～4日に行われた上社山出しに続き4月8日～10日に下社山出しが行われ、地元氏子として参加しました。天候にも恵まれ、棚木場（たなこば）からの狭い曳行路は、地元氏子で溢れかえり、熱気に充ちていました。岡谷市旧市内担当の春宮一の大木を地響きとともに、木落とし坂の上へ引き上げ、御柱の鼻が姿を見せると、待ちにまった氏子や観客のどよめきが最高潮に。35度の勾配（スキージャンプのラージヒルの滑走路と同じ）に、御柱が解き放たれると、勇気ある諏訪の男達を乗せ、轟音とともに下り落ちました。

一瞬ではありますが、七年に一度の感動を、地元氏子の皆さん、観光客の皆さんと一緒に歓声と共に体感しました。

やっぱし、御柱はすごいずら ！！！

変化する国際情勢をどう読むか！

時局講演会 2/15

～日本経済と企業の対応～

島国同盟

講師　外交政策研究所長　立命館大学客員教授　宮家 邦彦 氏

法人会恒例の時局講演会が、2月15日（月）、諏訪市内のホテルを会場に研修委員会の主管により開催されました。

会員の他一般市民にも開放し、各マスコミでの「歯に衣着せぬコメント」や「国際情勢に関する多様な著書」でお馴染みの、宮家邦彦先生のお話を230名の方々が聴講しました。近頃、報道されている「地政学」の解釈に対し疑問を呈しながら、国の戦略的パワーやパワーの空白が、新たな矛盾、紛争を生むと前置きし、海洋国家の日本が進む道として、利益を共有する島国との「島国同盟」を提唱した。この内イラク情勢については、大陸続きな地形のため、歴史的に四方からの脅威にさらされ、侵略の十字路にあったとし、フセイン政権が倒れ、米軍が撤退後パワーの空白が生じ、現在のイスラム国等の脅威が生じたとした。

又日本と同じ島国の英国が欧州に対し歴史的に進めてきた戦略を紹介した上、島国は過度な介入を避けて大陸との健全な距離を保ち、シーレーン（海上交通路）を維持してきたことを挙げた。あくまでも、日本は大陸に入る必要はなく、シーレーンを維持することが肝要であるとした。日英同盟や「島国」と位置付ける日米同盟は日本を発展させるきっかけになった一方、大陸国家のドイツ、イタリアとの日独伊三国同盟は戦略的失敗とし、島国として日本と共通の利益のある、オーストラリアやシンガポール、フィリピンなどとの「島国同盟」が必要だと説明した。

長野県と県内市町村からのお知らせ

平成30年度から、原則全ての事業者が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

◆地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員に代わって納税することとされています。（個人住民税の特別徴収）

◆特別徴収の対象となる従業員は、原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し（特別徴収税額通知の送付）、特別徴収を行っていただく取組を全県的に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。

特別徴収の仕組

従業員 ⇄ 事業者（特別徴収義務者） ⇄ 従業員の住所地の市町村

- ①給与支払報告書の提出（1月31日まで）：事業者 → 従業員の住所地の市町村
- ②特別徴収税額の通知（5月31日まで）：従業員の住所地の市町村 → 事業者
- ③特別徴収税額の通知（5月31日まで）：事業者 → 従業員
- ④給与から差し引き（6月～翌年5月の毎月の給与支払日）：従業員 → 事業者
- ⑤差し引いた住民税を納入（給与支払日の翌月10日まで）：事業者 → 従業員の住所地の市町村

お問合わせ先　県庁市町村課（026-235-7068）又は 最寄りの市町村住民税担当課までお問い合せください。

ふるさとの宝 自然からの贈物 Vol.2

野生鳥獣が地域資源へ

～国産ジビエ活用の推進に向けて～

JR東日本のエキナカで提供している「猪すき煮そば」

国内では鹿や猪などの野生鳥獣による農林業への被害が甚大で、適正頭数維持に向けた捕獲が進められています。全国で鹿は約50万頭、猪は約45万頭捕獲されていますが、食肉として利用されているのはそのうち5％程度です。この10年で獣害対策を行う地域の多くに獣肉処理施設が建てられ、捕獲鳥獣を廃棄するのではなく、食肉として活用しようとする流れになっています。保健所の認可を受けた処理施設の数は全国に300か所、長野県でも22か所あります。レストランでも、一般家庭でも欲しいと思えば獣肉処理施設から国産のジビエを取り寄せて調理することができるようになりました。

それにも関わらずジビエの利用が進まないのは、肉の流通に際しての統一的なルールがないことに起因します。獣肉の利活用に目が向けられ始めた10年前頃から、各県で相次いで獣肉解体処理の衛生ガイドラインやマニュアルが作成され、衛生基準に関しては各県似通ったルールの中で解体処理されるようになりました。一昨年の11月には厚生労働省からも「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が示されています。しかし、衛生管理以外についてはルールがなく、肉の出荷にあたってトレーサビリティを設けているところもあれば、ないところもあります。金属検出器を設置している施設はごくわずかで、銃猟捕獲の個体を食肉にするところもあれば罠捕獲のものしか受け入れないところもあります。精肉する際のカットの基準も獣肉処理施設によって違うため、複数の処理施設に同じ部位を頼んだ場合、品質や形状がまちまちになるのが現状です。

2010年からJR東日本がエキナカの飲食店で提供しているジビエメニューが好評なため、これに続こうという大手外食チェーンも出てきています。それでもいざ流通を始めようとすると、ぶつかるのは品質のばらつきと量が安定しないという現状です。これを打開するには、全国統一の流通規格を定める必要があることから、私が理事長を務めるNPO法人日本ジビエ振興協議会では、昨年11月にジビエの流通規格制定を目指す「国産ジビエ流通規格検討協議会」を設立しました。川上側の獣肉処理施設を擁する15の自治体と川下側の食品加工会社や外食産業、流通関係者、獣医や衛生の専門家などが構成員で、畜肉流通の専門家である全農も発起人として参加しています。川上から川下までジビエの流通に関わるすべての立場の人がひとつのテーブルに着いて議論することで、汎用性がありながら安全性も確保した日本で初めてのジビエの流通基準を作成することを目指しています。

広報委員　藤木健一「オーベルジュ・エスポワール」

税務署だより

平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されました

平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われました。
改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

国税不服申立制度の改正の概要

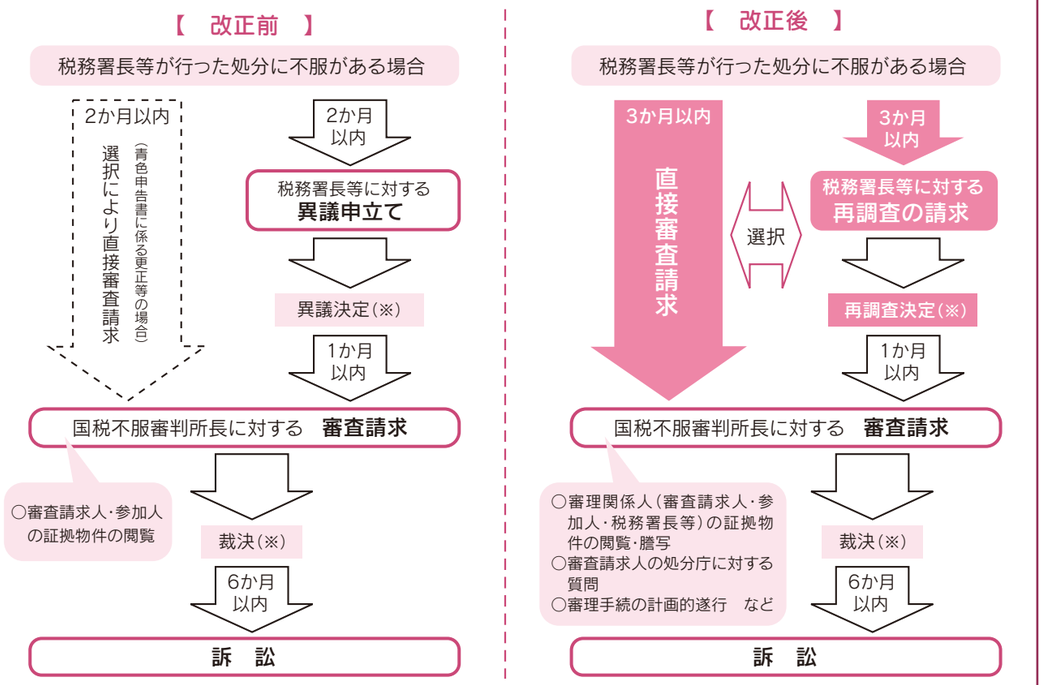

※税務署長等から3か月を経過しても再調査の請求（改正前：異議申立て）に係る決定がない場合や国税不服審判所長から3か月を経過しても審査請求に係る裁決がない場合には、それぞれ決定又は裁決を経ないで、審査請求又は訴訟をすることができます。

再調査の請求(※)とは？

税務署長等が行った処分に不服のある方が、国税不服審判所長に対する審査請求を行う前に、選択的に、当該処分を行った税務署長等に対して、その処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

なお、改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっておらず、名称が変更となったほか、行政不服審査法の改正に合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

※再調査の請求は、既に実地の調査が行われた期間について、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに改めて行われる税務調査（新たに得られた情報に基づく再調査）とは異なり、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続です。

審査請求とは？

税務署長等が行った処分に不服のある方が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。

審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うこともできますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある場合にも行うことができます。

なお、国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対して審査請求を行うことになります。

国税庁・国税局・税務署
平成28年4月

すわほうじん　第128号　（第三種郵便物認可）　平成28年5月1日発行

社会保障・税番号制度　国税庁　法人番号情報提供サイト

国税庁法人番号情報提供サイトでは、法人番号を受けた者の
1.商号又は名称
2.本店又は主たる事務所の所在地
3.法人番号（基本3情報）
の情報を提供しています。

法人番号は広く一般に公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

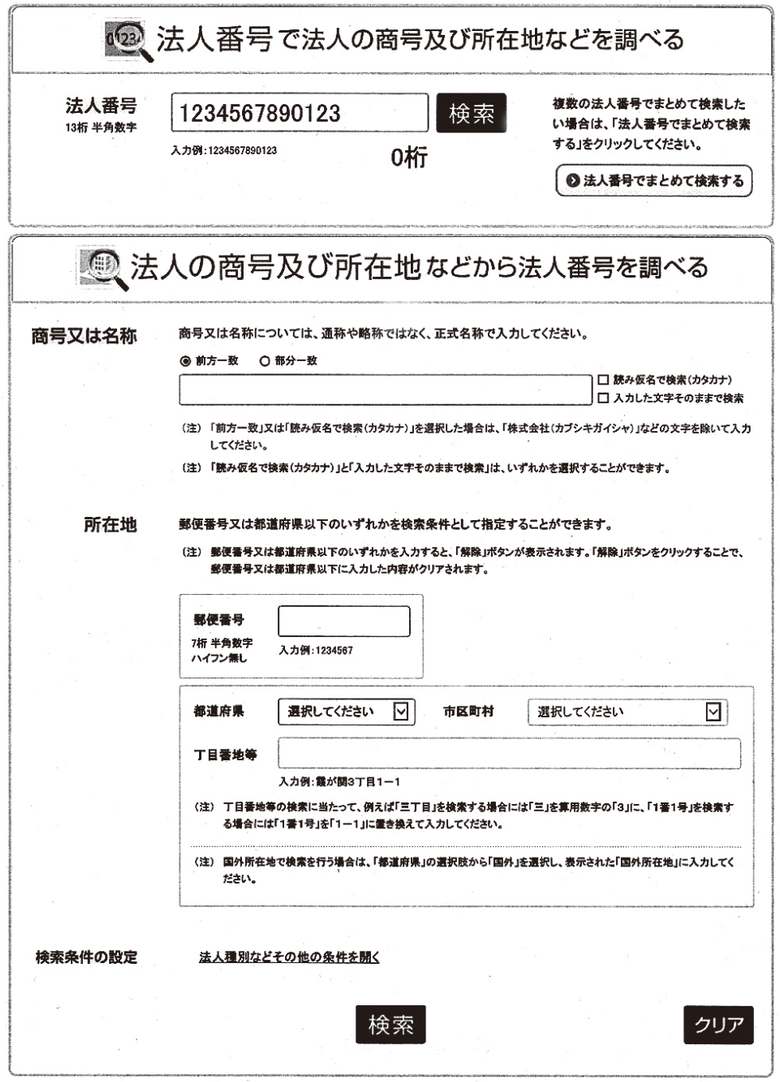

法人番号の活用メリット

法人番号で　わかる。　つながる。　ひろがる。

わかる。　法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。
（例）法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。　法人番号を軸に法人等がつながる。
（例）複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。　法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。
（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減
民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待される

－税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス　www.nta.go.jp －

第3回 税に関する 絵はがきコンクール

法人会女性部では、租税教育活動の一環として「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにし、より理解を深めてもらうことを目的に、小学校6年生の生徒を対象に「絵はがきコンクール」を実施しました。

本年度は、富士見町本郷小、茅野市北山小、諏訪市中洲小、下諏訪町南小、岡谷市岡谷小・湊小の計6校で、昨年を大きく上回る、326点の応募がありました。

今回は、事前に地区選考会を行い、2月17日、女性部役員にて最終審査会を行いました。どの作品も税についての想いが込められた丁寧な作品が多く、審査も難航しましたが、最優秀賞（女性部長賞）を始めとする23点の入賞作品を決定しました。

入賞者には、女性部役員、税務署長が出向き、賞状と記念品を贈呈しました。また、確定申告期間中は諏訪税務署の待合室へ展示し、大勢の方々にも楽しんでもらいました。

最優秀賞の岡谷小 濱 衣吹さんの作品は、4月14日に福島県郡山市の「ビックハットふくしま」で開催された、全国女性フォーラムの会場に展示されました。

岡谷小にて表彰式

中洲小にて表彰式

女性部役員による最終審査会

入賞作品のご紹介

最優秀賞（女性部長賞）

岡谷小
濱 衣吹さん

税務署長賞

岡谷小　近藤 凪沙さん

すわほうじん　第128号　（第三種郵便物認可）　平成28年5月1日発行

税務協議会会長賞

中洲小　三浦 万里南さん

審査員特別賞

北山小　矢島 杏美さん

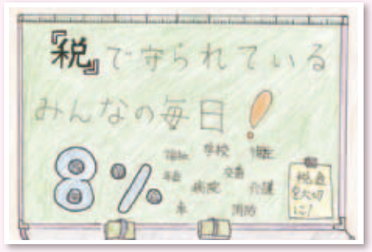

アイデア賞

南小　濱 光太さん

南小　通﨑 夏帆さん

南小　泊 柚月さん

南小　福島 彩綺さん

岡谷小　横川 花菜さん

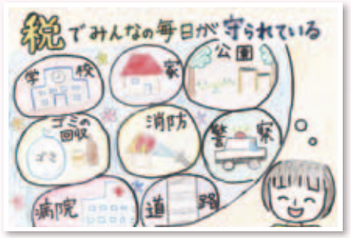

中洲小　長田 真深さん

本郷小　城田 嶺人さん

中洲小　功力 さつきさん

ユーモア賞

中洲小　西面 水晶さん

中洲小　高羽 優衣さん

中洲小
福田 侑河さん

南小
吉田 渚さん

デザイン賞

中洲小
伊藤 花恋さん

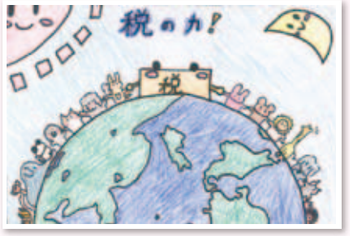

中洲小
牛山 美優さん

岡谷小
下山 琉瑠さん

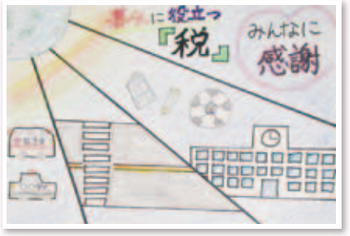

岡谷小
武居 雅恵さん

湊小　林 鼓さん

南小　髙木 彩香さん

南小　寺尾 鈴さん

SPOT NEWS　スポットニュース

研修会

◇決算説明会（2／2～5）
管内4会場（岡谷・下諏訪・諏訪・茅野）で決算説明会を諏訪税務署との共催で実施。講師は税務署飯田国税調査官

役員会・委員会

◇研修委員会（2／9　河西 正一 委員長）
研修事業／講演会／研修冊子の選定について
決算予想と新年度予算について

◇税制委員会（2／22・3／24・4／26　山谷 恭博 委員長）
28年度税制改正／29年度税制改正要望について
決算予想と新年度予算について

◇広報委員会（2／24　三井 一 委員長）
会報／広報事業／決算予想と新年度予算について

◇組織委員会（3／2　小笠原 弘三 委員長）
会員増強／決算予想と新年度予算について

◇厚生委員会（3／11　伊藤 功 委員長）
厚生事業／決算予想と新年度予算について

◇総務委員会（3／16　林 裕彦 委員長）
通常総会／決算予想と新年度予算について

◇理事会（3／23　花岡 柾好 会長）
新年度予算／特定個人情報取扱規程の制定について

部　会

◇青年部正副部長会・役員会
（1／22・3／15　深井 孝彦 部長）
27年度事業報告／総会／決算予想と新年度予算／租税教育事業について

◇女性部役員会・講習会・その他
（2／17・4／18　永田 淑子 部長）
事業報告／絵はがきコンクール審査・表彰／講習会／決算予想と新年度予算について

支部研修・視察旅行

◇下諏訪支部（10／22～23　永田 秀樹 支部長）
京都方面：京セラ本社他

◇富士見支部（3／4～5　西村 章 支部長）
東京方面：気象庁、NHK他

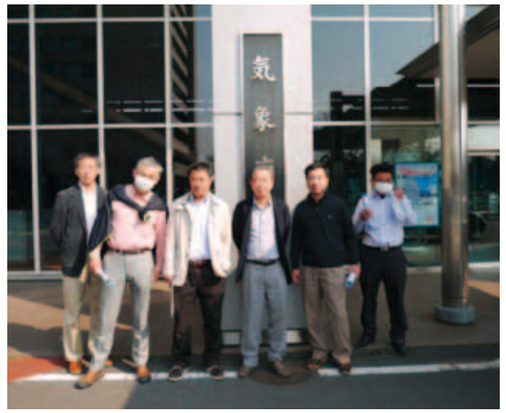

ほうじん春号と一緒に、
税務処理に潜む問題点を解説した小冊子を配布しました。

★危ない節税対策　課否のポイント Q&A

※より実務的に利用できる冊子ですので、有効に活用してください。

インターネットセミナーのご案内

諏訪法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://www.suwahoujinkai.jp
諏訪法人会　検索　で検索いただけます

諏訪法人会ホームページ
トップページ右側にある
◀このバナーをクリック

▼セミナー・オンデマンドのページからログイン！

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
ログインID ●●●●　パスワード ●●●●　ログイン

ID・パスワードは
会員 ID:hj0907　パスワード :7810

会員は専用IDとパスワードを入力してログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

視聴は無料です
会員の方は370タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

※画面はイメージとなります

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!　法人会の法律 労務 相談室

1.申し込み方法

①相談ご希望の会員の方は電話又はファクスにてお申し込み下さい。
　※法人会HPより申込書を印刷して下さい、又は法人会事務所にございます。
②申し込み後、別途下記担当法律事務所、社会保険労務士事務所へ電話の上、相談日時等を打ち合わせください。

2.利用できる方

①諏訪法人会の会員企業および経営者等。
　※同一人の相談は年2回に限らせていただきます。

3.相談内容

①企業経営における法律、労務全般。

担当弁護士・社会保険労務士

法律
相談員　諏訪法律事務所　諏訪雅顕 弁護士
相談室　諏訪市高島1-6-9（諏訪法律事務所）

労務
相談員　労務）諏訪労務管理センター
　宮坂ひろ子 労務士・木村孝昭 労務士
相談室　諏訪市高島3-1201-90（諏訪労務管理センター）

無料相談時間は1時間までです。
　※一社）諏訪法人会が負担します。
◆時間を越えて相談される場合は、相談者の負担になります。
◆相談内容の秘密は厳守いたします。

お問い合わせ先　一社）諏訪法人会事務局　TEL 0266−53−7810　FAX 0266−57−0185

・告知板・

会費納入のお願い　平成28年度会費納付日につきましては下記のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

・口座振替納付の会員の皆様……　7月19日（火）
・銀行窓口納付の会員の皆様……　5月下旬納付書送付

納付期限　6月30日（木）

本会第4回 通常総会のお知らせ

期　日：平成28年5月26日（木）
会　場：RAKO華乃井ホテル
◇午後2時30分～ 通常総会〈議事および表彰〉
◇午後3時40分～ 記念講演会　タレント ダニエル・カール 氏
　演　題　『ダニエルの日本見聞録』
◇午後5時20分～ 会員懇親会……出席される会員の方は会費3千円です

※総会にご出席できない時は、ご案内の往復ハガキの『委任状』に所定の事項を記載し押印してご投函下さい。

女性部第31回通常総会のお知らせ

期　日　平成28年6月17日（金）
会　場　RAKO華乃井ホテル
◇午後3時～　通常総会
◇午後4時～　記念コンサート
◇午後5時15分～　部会員懇親会

青年部第26回通常総会のお知らせ

期　日　平成28年6月23日（木）
会　場　ぬのはん
◇午後6時30分～　通常総会
◇午後7時30分～　部会員懇親会

部会員の皆様には後日正式ご案内いたします

決算説明会のご案内

□岡谷会場 6月6日（月）岡谷商工会館
□諏訪会場 6月7日（火）諏訪市文化センター

＊両会場とも午後2時～3時30分です
＊4月～7月決算会社が対象です

どこでも都合の良い会場へ出席できます。
次回は8月上旬に開催予定です。

28年度法人会「生活習慣病」実施予告

□茅野会場 9月5日（月）「ちの地区コミュニティセンター」
□諏訪会場 9月6日（火）・7日（水）「諏訪市文化センター」
□岡谷会場 9月8日（木）・9日（金）長地「柴宮館」

詳細は7月頃申込書を送付しお知らせします。
都合の良い会場をご利用下さい。

編集後記

最近の外国人旅行者について少し述べてみたいと思います。国の方針で観光立国を目指している中で、国土交通省は、2015年度の外国人訪日旅行者は、前年度比4割強の1,974万人。国別1位は中国で、499万人で前年度より倍増したと発表しました。中国からの訪日旅行者が増加した原因としては、2005年に海外旅行者を全土にわたり解禁したためだと思われます。

そんな中で、中国の人々に隠れた人気があるのが、日本製の電気炊飯器と言われています。日本製のそれで炊いた米が非常に美味しいと評判だそうです。

ところで外国人訪日者が増加する中で、上諏訪温泉の状況はどうかというと、2015年の外国人宿泊者数は34,863人と前年度より45%増加という数字を示しています。今後も訪日者の宿泊者数が増加するかと思います。それに対して、いろいろ気をつかう中で、「おもてなし」にも十分気をつけ、喜んで帰っていただくよう心掛けたいものです。

広報委員　辰野　弘

すわほうじん　第128号　発行／一般社団法人諏訪法人会　〒392-0023 諏訪市小和田南10-29 ☎0266-53-7810
編集／広報委員会　定価 150円（法人会会員の誌代は年会費に含まれています）

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまも大同生命に受け継がれています。

大同生命大阪本社ビル（大阪市西区江戸堀）～加島屋が店を構えた地に建つ～

広岡浅子（1849-1919）
～大同生命の創業者の一人～

大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”

旧肥後橋本社ビル
（設計：W・M・ヴォーリズ）

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社 諏訪営業所/長野県諏訪市沖田町3−15（フロンティアビル3F）TEL 0266−58−7888

T&D
T&D保険グループ